

フードディフェンス上のリスクが なぜ極大化して伝えられるのか

2015年4月26日
広田鉄磨

どこでフードディフェンスが語
られているか？

アメリカ・カナダ

- FDA主導、国家的水準での討議
- 2001年のテロ事件(911)の影響大
- 実際に
 1. フードテロが実行され
 2. 計画された
- CARVER-SHOCK 法
- しかし 現在は 中小企業への集中緩和策免除検討、人による管理(Employees FIRST)への回帰を見せる

イギリス

- 英国規格協会主導、公開規格(PAS96)
- 国情不安定が長く続き 国内テロは頻発
- フードテロの実行は 過去にはない
- TACCP
- PAS96の大幅改訂継続中

スイス:WHO本部

- グローバル しかし 脚光は浴びていない
- テロを防止する事より テロによる被害からの立ち直りに重点

日本・中国

- 日本がブランドオーナー、中国が協力会社といった関係
- 厚労省の主導とは言い難い(国家としての対応なし)
- 今村知明教授を首班とする研究班によって作成されたガイドライン
- 23年度版のガイドラインとチェックリストで監視カメラ (という名の単なる録画カメラ)の重要性が強調された

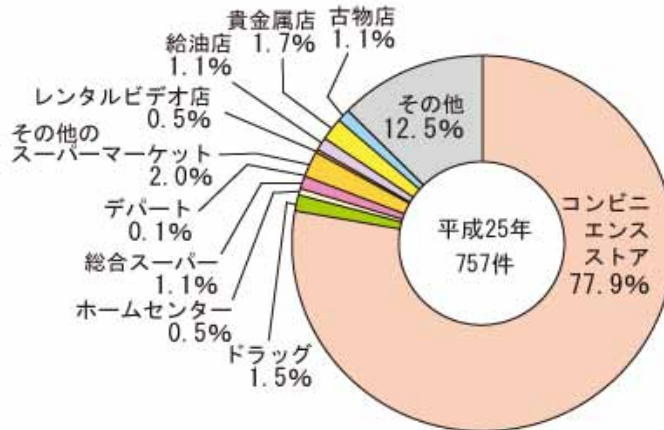
日本の特徴として 録画カメラへの傾斜

- 録画カメラは有効なのか？（監視カメラとして機能するか？）
- イギリス、アメリカで 監視カメラといえば CCTV
- 録画カメラに 犯罪抑止機能はあるのか？

録画カメラは有効なのか？

⑥ 商店の侵入強盗のうち77.9%がコンビニ強盗。

商店の侵入強盗の発生場所別 構成比



(出典：警察庁統計資料)

<http://www.hanzai.net/institution/conv.htm>

9

コンビニ

図表 2-1-(3)-12 防犯設備の設置・活用状況 (平成 24 年)

防犯設備	区分	設置あり			設置なし
		活用あり	活用なし	活用不要	
非常通報装置	認知事件数	432	202	230	0
	(割合%)	80.6	46.8	53.2	0.0
非常ベル	認知事件数	439	89	350	0
	(割合%)	81.9	20.3	79.7	0.0
防犯カメラ	認知事件数	535	533	2	0
	(割合%)	99.8	99.6	0.4	0.0
カラーボール	認知事件数	520	11	487	22
	(割合%)	97.0	2.1	93.7	4.2
屋外赤色灯	認知事件数	376	86	288	2
	(割合%)	70.1	22.9	76.6	0.5

注1：本表は、実務統計による集計数値である。

注2：「活用不要」とは、検挙等により活用する必要がなかったものをいう。

コンビニ

図表 2-1-(3)-12 防犯設備の設置・活用状況（平成 24 年）

防犯設備	区分	設置あり			設置なし
		活用あり	活用なし	活用不要	
非常通報装置	認知事件数	432	202	230	0
	(割合%)	80.6	46.8	53.2	0.0
非常ベル	認知事件数	439	89	350	0
	(割合%)	84.5	20.3	79.7	0.0
防犯カメラ	認知事件数	535	533	2	0
	(割合%)	99.8	99.6	0.4	0.0
カラーボール	認知事件数	690	11	679	0
	(割合%)	97.6	2.1	93.7	4.2
屋外赤色灯	認知事件数	376	86	288	2
	(割合%)	70.1	22.9	76.6	0.5

注1：本表は、実務統計による集計数値である。
注2：「活用不要」とは、検挙等により活用する必要がなかったものをいう。

銀行・郵便局

図表 2-1-(3)-8 防犯設備の設置・活用状況（平成 24 年）

防犯設備	区分	設置あり			設置なし
		活用あり	活用なし	活用不要	
非常通報装置	認知事件数	25	29	6	0
	(割合%)	100.0	87.9	17.1	0.0
非常ベル	認知事件数	23	4	19	0
	(割合%)	65.7	17.4	82.6	0.0
防犯カメラ	認知事件数	35	35	0	0
	(割合%)	100.0	100.0	0.0	0.0
カラーボール	認知事件数	35	8	27	4
	(割合%)	100.0	22.9	65.7	11.4
屋外赤色灯	認知事件数	21	14	7	0
	(割合%)	60.0	66.7	33.3	0.0

注1：本表は、実務統計による集計数値である。
注2：「活用不要」とは、検挙等により活用する必要がなかったものをいう。

それよりも設備の活用率に差

11

録画カメラ

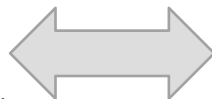
有効

- 犯人がカメラの存在に犯行の場で初めて気づいた
- 犯人が画像をもとに検挙されることを恐れている

無効

- 犯人がカメラの死角まで熟知している
- 犯人が検挙されることを恐れていない

小心
衝動的犯行
内部に
不案内な侵入者



大胆
周到な準備の上での犯罪
内部を熟知した者

では 誰が録画カメラを推進
したのか？

食品によるバイオテロの
危険性に関する研究班

フードディフェンス研究班



はじめに

2001年9月11日のアメリカで発生した同時多発テロ事件を契機に、世界各国でテロの発生に関する危険性が高まっており、テロ対策は、国家防衛上の最優先課題となっている。

わが国の食品に関係した事件では、1984年のグリコ・森永事件、1998年の和歌山カレー事件が記憶に新しいが、これらは、食品に直接毒物を混入することにより健康被害をもたらしたものであり、実際の被害は限局的なものであった。しかし、フードチェーンの途中で毒物が混入されることがあれば、その被害が拡大することは容易に予測される。

こうしたことから、厚生労働科学研究補助金「食品によるバイオテロの危険性に関する研究班」では、人為的に食品が汚染されることを防止するために、米国食品医薬品局 (FDA: Food and Drug Administration) による『食品セキュリティ予防措置ガイドライン “食品製造業、加工業および輸送業編”』[Food Producers, Processors, and Transporters: Food Security Preventive Measures Guidance, 2007, 10]¹を参考に、日本における食品関係事業者がとるべき対応をまとめたチェックリストを作成した。

T.Hirota Food Defense 23年度版 food establishments | 15

ガイドライン序文

- テロ と 悪意のある混入が 混同されている
- なぜ フードディフェンスをやらなければならないかを議論する前に「国際的な潮流により」が理由とされ フードディフェンスをやるのが 前提条件に格上げされてしまっている
- FDAは事業所であるのに対して「事業者」
- FDA が決して口にしなかった言葉「とるべき」が いたるところで使用されている

日本企業における フードディフェンス

T.Hirota Food Defense

17

事例1：テーブルマーク

- Food Safety, Food Quality, Food Defense, Food Communication としての取り組み
- CARVER+Shock, SGS Operational Risk Management (ORM)
- セキュリティー確保のため具体的な施策は非開示、しかし 従業員教育と一体化 (以人為本) していることは公表

T.Hirota Food Defense

18

事例2: サントリー

- CARVER+Shock法は あきらめ 今村知明教授の平成23年度版「食品工場における人為的な食品汚染防止に関するチェックリスト」で判定
- 入れない、させない、証明できる、発見できる
- 施錠なし(レベル1)、施錠あり(レベル2)、エリアへの入退場の記録がある(レベル3)、カメラは設置されているが映像記録はなし(レベル4)、カメラが設置されていてかつ映像記録もあり(レベル5)

事例3: JA全農ミートフーズ

- 脆弱点としての食肉(パック)に対する意識
- いわゆる偶発的な混入防止対策(SQF)
- アクセスの管理
- (牽制機能としての)監視カメラ

事例4: シェ・ケン

- セントラルキッチン
- いわゆる偶発的な混入防止対策(FSSC)...
アレルギー、ガラス異物、微生物
- アクセスの管理

T.Hirota Food Defense

21

テーブルマーク

カメラを含むハードを強化
しかし人に立ちかえる

サントリー

カメラを含むハードを強化

ハードに極度に依存せず
条項18.2の範囲内

JA全農ミートフーズ、
シェ・ケン、
ネスレ日本

T.Hirota Food Defense

22

一応のまとめ

- 日本では各社・各様、まだ 試行錯誤の段階
- 録画カメラからの「離反」が出てきている
- 事業所の範囲でしか 物事を考えていない(サプライチェーン、社会としての視点がない)

日本における
極大化の源泉

● 個人所有物

23) 工場内へ持ち込む私物を制限しているか

〔回答基準の例〕

- ・制限しており、チェックも実施する → 「全面的に対応」
- ・制限しているが、チェックは毎日ではない → 「一部対応」
- ・制限していない、制限していてもチェックを行うことはない、など → 「対応していない」

24) 工場内への医薬品の持ち込みを制限しているか

〔回答基準の例〕

- ・制限しており、チェックも実施する → 「全面的に対応」
- ・制限しているが、チェックは毎日ではない → 「一部対応」
- ・制限していない、制限していてもチェックを行うことはない、など → 「対応していない」

25) 私物の持ち込みエリアを制限しているか

〔回答基準の例〕

- ・制限しており、チェックも実施する → 「全面的に対応」
- ・制限しているが、チェックは毎日ではない → 「一部対応」
- ・制限していない、制限していてもチェックを行うことはない、など → 「対応していない」

26) ロッカー、バッグ、荷物、乗用車の検査を実施しているか（※現状では必ずしもご回答頂かなくても結構です。）

〔回答基準の例〕

- ・ロッカー、バッグ、荷物、乗用車のすべてについて、毎日チェックする → 「全面的に対応」
- ・上記を「全面的対応」とした場合、その一部を実施している（「ロッカー」のみについて毎日実施、「ロッカー、バッグ、荷物、乗用車すべてについて不定期に実施」、など） → 「一部対応」
- ・実施していない → 「対応していない」

Personal items

- Y N N/A Don't know - Restrict the type of personal items allowed in establishment
- Y N N/A Don't know - Allow in the establishment only those personal use medicines that are necessary for the health of staff and ensure that these personal use medicines are properly labeled and stored away from food handling or storage areas
- Y N N/A Don't know - Prevent staff from bringing personal items into food handling or storage areas
- Y N N/A Don't know - Provide for regular inspection of contents of staff lockers, bags, packages, and vehicles when on company property

25

51) 敷地内における警備員の巡回やビデオ監視を行なっているか

〔回答基準の例〕

- ・全区域において警備員の巡回やビデオ監視を行なっている → 「全面的に対応」
- ・一部危険性が高いと思われる箇所のみ警備員の巡回やビデオ監視を行なっている → 「一部対応」
- ・全く行なっていない → 「対応していない」
- ・簡単に全てが見渡せる小規模な敷地である → 「対応不要」

74) ②納入資材の積み下ろし作業は、どのような監視をしているか（※現状では必ずしもご回答頂かなくても結構です。）

（例：監視カメラで録画している／常に従業員が立ち会う、等）

〔自由回答〕

77) ②納入資材や使用中資材をどのように監視しているか

（例：監視カメラで録画している／定期的に従業員が巡回する、等）

〔自由回答〕

2. 可能な範囲での実施が望まれる対策

将来的に実施することが望まれるものの、1. に挙げた項目に比して優先度は低いと判断された不急の対策。

■組織マネジメント

- ・ 警備員（社内の警備担当者もしくは警備保障会社職員）に対して、警備・巡回結果の報告内容を明確化する。敷地内における不用物の確認や、異臭等についても報告を受けようとする。委託を行っている場合、必要であればこれら報告内容を契約に盛り込むようにする。


■人的要素(従業員等)

- ・ 敷地内の従業員等の所在を把握する。

■施設管理

- ・ フェンス等により敷地内への侵入防止対策を講じる。
- ・ 警備員の巡回やカメラ等により工場建屋外の監視を行う。
- ・ 警備員の巡回やカメラ等により敷地内にある有害物質等の監視、施設確認等を行う。
- ・ 警備員の巡回やカメラ等により保管中／使用中の資材や原材料の監視、施設確認等を行う。

フードテロの定義



ウィキペディア
フリー百科事典

メインページ
コミュニティ・ガイド
最近の出来事
新しいページ
最近の変更

ページ ノート

テロリズム

「テロ」はこの項目へ転送されています。その他の用法については「テロ」の検索結果をご覧ください。

テロリズム（英: terrorism[?] [?]）とは、

- 何らかの政治的目的のために、暴力や暴力による脅威に訴える傾向や、それによって行われた行為のこと^[1]。
- 恐怖政治^[1]。

テロリズムを標榜しテロルを行う者をテロリスト（英: terrorist[?] [?]）と呼ぶ。

少なくとも 特定の信条・宗教を背景にし
対立する集団に対して
致命的な打撃を与えようとする 特定集団。
個人が主犯となる場合には
その背景に マインドマスターがいる

それが食品を キャリアーとして使用するのが
フードテロ

T.Hirota Food Defense

29

発生年	事案概要
1961年	名張毒ぶどう酒事件（5名死亡）
1982年	アメリカにて鎮痛剤に青酸カリを混入（7名死亡）
1984年	グリコ・森永事件：小売店の商品に青酸カリを混入 オレゴン州にて宗教団体が選挙の妨害を狙い、サラダバーにサルモネラ菌を混入させ、751名が食中毒
1985年	パラコート事件（13人死亡・模倣34件）：農薬をジュース類に混入、主に自販機
1993年	アメリカにてダイエットペプシ缶に注射針混入
1996年	テキサス州にて食堂の菓子パンに赤痢菌を混入させ、同僚12名が感染
1998年	和歌山カレー事件（67人搬送、4名死亡）：亜ヒ酸をカレーに混入、カレーCM自粛、模倣犯多数発生 アジア化ナトリウム混入事件：お茶等に混入、5件の模倣犯罪
2001年	アメリカにてテロリストが炭疽菌を手紙に入れ郵送、23名以上が発病、うち5名が死亡
2003年	ミシガン州でスーパー元店員がひき肉に殺虫剤混入、約100名に被害

T.Hirota Food Defense

30

2005年	英国にてチリパウダーに染料混入、処理に数億ポンドの費用
2007年	英国にてナッツフリー工場にナッツ混入、売上5%損失
2008年	ペットボトルに除草剤・殺虫剤を混入（4件）
	中国産の冷凍餃子に高濃度の殺虫剤メタミドホスを混入
	中国産の冷凍サバに殺虫剤ジクロロボスを混入
	中国産の冷凍インゲンに高濃度の殺虫剤ジクロロボスを混入
	和菓자에殺虫剤を混入（犯人自殺）
2012年	オランダ発アメリカ行き4便の機内食（サンドイッチ）に計6本の針混入
	カナダ国内線の機内食（サンドイッチ）に針混入
	ペットボトルに硫酸タリウムを混入（同僚5名が重症）、犯人在籍会社名が公表
	小学校3校の学校給食の食材にタバコを混入、犯人逮捕
2013年	スーパー・コンビニ等の商品に針混入（6月下旬～）、模倣犯多数
	菓子直売店舗の商品に針混入
	紙バック焼酎に毒混入との犯行声明ハガキ届き、大阪・広島・山口で約50万本回収
+アクリフーツ	
T.Hirota Food Defense	
31	

テロリストは 何を危害物質に選ぶのか？

T.Hirota Food Defense

32

フードテロに使用される可能性の高い 危害物質

- × 物理的危害
- ☆☆ 微生物的危害(消費者に近いところに
限定される)
- ☆☆☆ 化学的危害

化学的な危害では いわゆる毒物。

- 即効性のあるもの
- 低用量で致死的效果を示すもの
- 味・臭いの少ないもの
- 分解されにくいもの
- (検知されにくいもの)

フードテロの特色

- ターゲットを絞り 予定通りの効果をあげ
一斉に犠牲者がでることで ターゲットに混乱を
引き起こすには テロを 食品の消費に近いところ
で行わねばならないという束縛要件がある
 - 唯一の事例 アメリカでのサラダバー
- 消費に近いところで 大量の汚染を引き起こすこ
とには 作業上の困難を伴う
- 工程や 食品の保管中に安定である 危害(物
質)を入手することは難しい

フードテロの特色

- 消費者の「食べる」という テロへの協力作業を必要とする
 1. 食べるタイミングをコントロールできない
 - i. 学習の機会を与えてしまう
 2. 食べる量をコントロールできない
 - i. 効果が ばらつく
 3. (異常を察知して食べるのをやめる、吐き出す)
 - i. 効果が ばらつく

通常テロの効果を上げるには

- 閉鎖空間(地下鉄、建物の中など)で
- 人が密集している場所・機会を狙う
- そこでは 爆発物も 毒ガス、病原菌ミストも多大な効果を生み出す

テロリストはプロである

- 防御の裏をかく(100%有効な緩和策などない)
- 既知の検査はすり抜ける(身体チェックをしようが 持ち物をあらためようが 検知はむり)

WHO,WHAT,HOWについての詰めが甘い

	WHO 誰が	WHAT 何を	HOW どのように	工場での具体的な 緩和策
FDA	△	×	△	○
PAS96	△	△	×	○
WHO	×	△	×	×
研究班	×	×	×	◎

アクリフーズ事件のその後の日本

アクリフーツ第三者検証委員会
最終報告 2014/5/29

食品への意図的な毒物等の混入
の未然防止等に関する検討会報告書
2014/6/27

ガイドライン25年度版

- 「とるべき」から（実施可能な）「とりうる」へ
- 農薬への意識高まる
- 外部よりの（外部者による）犯行懸念下がる
- 外部（保健所）との連携強調

- しかし、これが急ぎよ改訂を必要とするほどの内容変更とも感じられない
- またチェックリストは23年度版のまま放置

体感治安

まとめの言葉

フードディフェンス上の空騒ぎ と 録画カメラ偏重は
まだまだ続いていく可能性が高い

- テロへの過剰な焦点
- 体感治安の醸成の動き
 - 警察の録画カメラ待望
 - 小売りの Play the game by own rule
 - メディアの偏向
 - 電器業界の復活願望
 - 受け手側の手っ取り早い安全神話願望